

滞納した健康保険料等に係る延滞金の割合が改正されます。

「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成26年法律第64号)」が平成26年6月11日に公布されました。

この法律の第6条で、健康保険法も一部改正となり、平成27年1月1日から健康保険法(大正11年法律第70号)附則第9条(延滞金の割合の特例)が改正されますので、その内容をお知らせします。

- 1 平成26年12月31日までの延滞金については、納期限の翌日から3か月までは特定基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時の日本銀行法の規定による商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合。平成26年は4.3%)、3か月経過後は健康保険法第181条第1項に規定される年14.6%の割合による延滞金となります。
- 2 改正後(平成27年1月1日施行)は特例基準割合の算出方法が変更となり、納期限の翌日から3か月までは租税特別措置法第93条第2項に規定する特例基準割合(各年の前前年の10月から前年の9月までの各月の短期貸付けの平均利率の合計を12で除した割合で、各年の前年12月15日までに財務大臣が告示する割合に1%の割合を加算した割合)に1%の割合を加算した割合となります(7.3%が上限)。3か月経過後は、特例基準割合に7.3%の割合を加算した割合となります(14.6%が上限)。
- 3 改正法附則第17条(延滞金の割合の特例に関する経過措置)により、改正後の割合による延滞金は平成27年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるとなっています。

健康保険法附則

(延滞金の割合の特例)

第9条 第181条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する特例基準割合各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

アンダーライン部分が改正されました。(赤字部分は改正前)